

「マンガ・アニメのまち にいがた」 サポートキャラクター花野古町・笹団五郎使用取扱要領

「マンガ・アニメのまち にいがた」 サポートキャラクター花野古町・笹団五郎 使用取扱要領
(平成24年4月11日制定) の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要領は、「マンガ・アニメのまち にいがた」 サポートキャラクター花野古町・笹団五郎（以下単に「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターの使用に関する権利)

第2条 キャラクターの使用に関する一切の権利は、新潟市に帰属する。

(使用の制限)

第2条の2 暴力団及びその構成員に関係しているものは、キャラクターを使用することができない。

(承認申請)

第3条 次の各号に掲げる者は、あらかじめ別記様式第1号による使用承認申請書に関係書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) キャラクターを使用しようとする者であって、キャラクターを使用した成果品（以下単に「成果品」という。）を有償で譲渡することを目的とするもの

(2) キャラクターの二次創作を行う者であって、商用又は営利を目的とするもの

2 市長は、前項の規定による申請をした者に対し、必要に応じて資料の提出を求めることができる。

(使用承認)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

(1) 新潟市のイメージや品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。

(2) 市長が別に定めるキャラクター使用上の注意事項に反して使用されるおそれがあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

(4) 特定の個人、企業又は団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(5) 宗教、政治又は選挙に関係し、又は関係するおそれがあるとき。

(6) キャラクターの二次創作を行う場合であって、別に定めるガイドラインに反し、又は反するおそれがあるとき。

(7) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定による承認（以下「使用承認」という。）にキャラクターの使用法その他の条件を付することができる。

3 市長は、別記様式第2号による使用承認書により、使用承認をした者に通知するものとする。

(承認内容の変更)

第5条 使用承認を受けた者は、使用承認された内容を変更しようとする場合は、あらかじめ別記様式第3号による使用承認変更承認申請書を市長に提出し、変更について承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があった場合は、前条第1項各号のいずれかに該当するときを除き、変更を承認するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認（以下「変更承認」という。）にキャラクターの使用方法その他の条件を付することができる。

4 市長は、別記様式第2号による使用承認変更承認書により、変更承認をした者に通知するものとする。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 市のイメージや品位を傷つけないこと。

(2) 市長が別に定めるキャラクター使用上の注意事項に従い使用すること。

(3) 法令及び公序良俗に反しないこと。

(4) 特定の個人、企業又は団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えないこと。

(5) 宗教、政治又は選挙に関係する目的で使用をしないこと。

(6) キャラクターの二次創作を行う場合は、別に定めるガイドラインに従うこと。

(7) キャラクターの使用について速やかに市長に報告し、成果品を提出すること。ただし、頒布を目的としない個人利用の場合は除き、成果品の提出が困難と認められる場合は当該成果品のデータ又は写真データの提出をもって代えることができる。

2 使用承認又は変更承認を受けた者は、前項の規定に加え、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認又は変更承認の内容により使用し、市長が付す条件に従うこと。

(2) 使用承認又は変更承認の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(使用の取消し等)

第8条 市長は、キャラクターを使用する者が第2条の2及び前条第1項の規定に反すると認められる場合は、キャラクターの使用の中止を求めることができる。

2 市長は、使用承認又は変更承認を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、使用承認又は変更承認を取り消すことができる。

(1) 第2条の2の規定に反することが判明した場合

(2) 第4条第1項各号に掲げる規定に該当することとなった場合

(3) 使用承認申請書又は使用承認変更承認申請書の記載に虚偽があることが判明した場合

(4) 前条に規定する遵守事項に反することとなった場合

3 市長は、前項の規定により使用承認又は変更承認を取り消した場合は、別記様式第4号による使用承認取消書又は使用承認変更承認取消書により、取消しを受けた者に対し通知するものとする。

4 市長は、使用承認又は変更承認の取消しを受けた者に対し、成果品の回収その他の措置を求めることができる。

(賠償責任等)

第9条 市長は、次に掲げる事項に起因して生じた損失及び損害については、その責めを負わない。

(1) キャラクターの使用又は使用承認若しくは変更承認

(2) 市長がキャラクターの使用の中止を求め、又は使用承認若しくは変更承認を取り消したこと

(3) 成果品の瑕疵

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、制定の日（令和8年3月13日）から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に改正前の「マンガ・アニメのまち にいがた」サポートキャラクター 花野古町・笹団五郎 使用取扱要領の規定により行った手続その他の行為は、この要領の相当規定により行った手続その他の行為とみなす。

附 則

この要領は、制定の日（令和8年8月18日）から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

「マンガ・アニメのまち にいがた」サポートキャラクター
花野古町・笹団五郎 使用承認申請書

年 月 日

（宛先）新 潟 市 長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

下記のとおり、「マンガ・アニメのまち にいがた」サポートキャラクター花野古町・笹団五郎を使用したいので申請します。

記

- 1 使用目的
- 2 使用方法及び使用するイラストの名称
- 3 使用期間
- 4 連絡先（担当者、電話番号、メールアドレス）
- 5 添付書類1 暴力団等の排除に関する誓約書件同意書
- 6 添付書類2（企画書、レイアウト、原稿等イラストの使用・販売状況がわかるもの）

別記様式第2号（第4条、第5条関係）

「マンガ・アニメのまち にいがた」サポートキャラクター
花野古町・笹団五郎使用（使用承認変更）承認書

新 第 号の2
年 月 日

様

新 潟 市 長
(担当)

年 月 日付けで申請のあった「マンガ・アニメのまち にいがた」サポートキャラクター花野古町・笹団五郎の使用（使用承認変更）について、下記のとおり承認します。

なお、使用の際には「マンガ・アニメのまち にいがた」サポートキャラクター花野古町・笹団五郎使用取扱要領の内容を遵守してください。

記

承認内容

別記様式第3号（第5条関係）

「マンガ・アニメのまち にいがた」サポートキャラクター
花野古町・笹団五郎使用承認変更承認申請書

年 月 日

（宛先）新 潟 市 長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

年 月 日付新 第 号にて使用承認を受けた内容について、下記のとおり変更
したいので申請します。

記

1 変更内容

2 連絡先（担当者、電話番号、メールアドレス）

別記様式第4号（第8条関係）

「マンガ・アニメのまち にいがた」サポートキャラクター
花野古町・笹団五郎使用承認（使用承認変更承認）取消書

年 月 日

様

新 潟 市 長
(担当)

年 月 日付新 第 号で承認を通知した「マンガ・アニメのまち にいがた」
サポートキャラクター花野古町・笹団五郎の使用（使用承認変更）について、下記のとおり承認を
取り消します。

記

1 取消内容

2 取消理由